

第3章 実施体制

第1節 実施体制の整備

1 危機情報センターの設置

市は、国が武力攻撃事態等として認定する前など武力攻撃の初期の段階において、福井市危機管理計画に基づき、危機情報センターを設置して、国、県及び関係機関との間で情報の共有化を図りながら、国民保護措置の速やかな実施に対応する。

(1) 設置及び廃止基準

ア 設置基準

- (ア) 国対策本部長から警報が発令された場合
- (イ) 国からの警報発令以前の段階で、武力攻撃事態等に係る兆候に関する情報を入手し、又は県が福井県国民保護対策連絡室（以下「県対策連絡室」という。）を設置した場合において、市長が、危機情報センターの設置の必要があると認めた場合

イ 廃止基準

- (ア) 警報が解除された場合
- (イ) 警報が発令されるおそれなくなった場合
- (ウ) 市対策本部の設置が決定された場合
- (エ) その他市長が廃止することが適当と認めた場合

(2) 設置場所

危機情報センターは、原則として市役所（本庁舎）市民生活部危機管理局危機管理課内に設置する。市役所（本庁舎）が被災し、市役所（本庁舎）に設置できない場合は、次の中から被災状況を勘案して設置する。

- ア 福井市防災センター
- イ その他市が所有する施設

(3) 組織

- ア 危機情報センターのセンター長は、危機管理局長をもって充て、危機情報センターの事務を総括し、職員を指揮監督する。
- イ 副センター長は、危機管理課長とし、センター長が何らかの理由により緊急対応体制の執行ができない場合は、その権限について代行する。
- ウ 対策員は、次の職員とする。

第3章 実施体制

- (ア) 各部局の部局危機管理推進員（福井市の危機管理実行組織及び危機管理推進組織に関する規程（平成18年福井市訓令第36号第7条）に定める部局危機管理推進員をいう。以下同じ。）
- (イ) 危機管理課員
- (ウ) その他の指名された職員

エ 危機情報センターの組織図は、次のとおりとする。

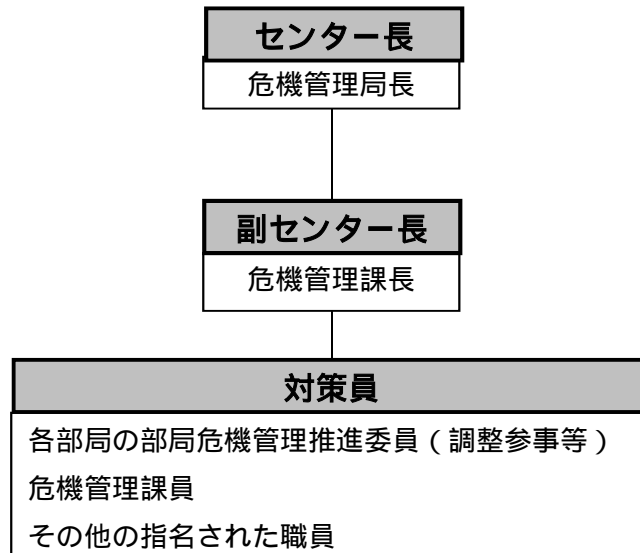


図 危機情報センターの組織図

(4) 危機情報センター会議

センター長は、情報の収集連絡等に関する重要事項の協議等を行うため、必要に応じ危機情報センター会議（以下「センター会議」という。）を招集する。

センター会議における協議・報告事項は、次のとおりとする。

- ア 武力攻撃事態等のおそれのある状況及びその対応状況
- イ 関係部局相互の調整事項
- ウ 関係機関との連携推進に関する事項
- エ 国、県、他市町村及び関係機関に対する要請に関する事項
- オ その他情報の収集連絡等に関する事項

(5) 市長への報告

センター会議での協議・報告事項は、市長に報告するとともに、次に掲げる機関に通知する。

- ア 県（県対策連絡室）
- イ 所轄警察署
- ウ 関係機関・団体

2 市国民保護対策本部の設置

(1) 設置及び廃止基準

市長は、次の場合に市対策本部を設置または廃止する。

ア 設置

国から対策本部を設置すべき市町村の指定の通知を受けた場合。

なお、当該指定が行われていない場合で、国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、市長は、内閣総理大臣に対し、知事を経由して対策本部を設置すべき市町村の指定を行うよう要請することができる。

イ 廃止

国から対策本部を設置すべき市町村の指定の解除の通知を受けた場合

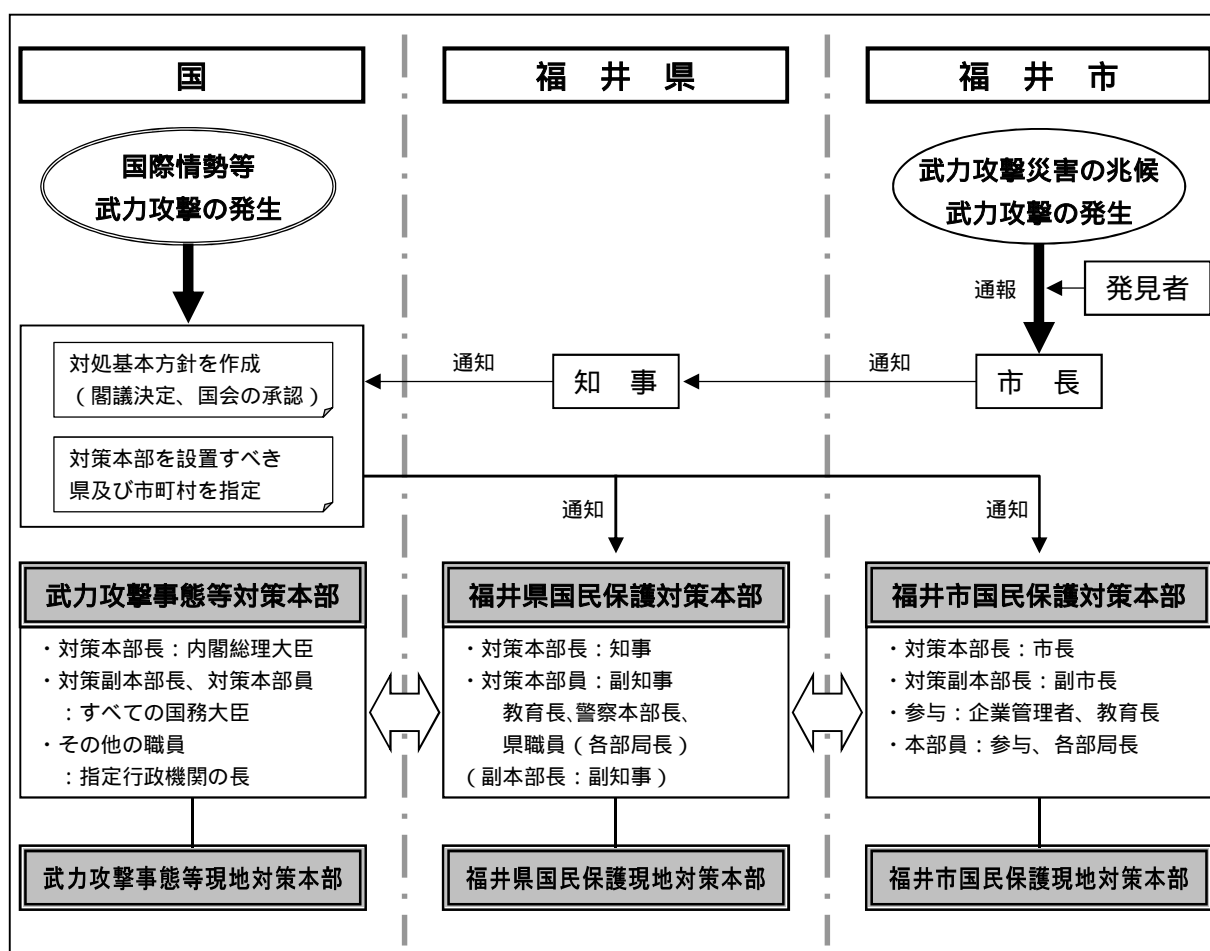


図 福井市国民保護対策本部設置の流れ

第3章 実施体制

(2) 設置場所

市対策本部は、原則として市役所（本庁舎）に設置する。

市役所（本庁舎）が被災し、市役所（本庁舎）に設置できない場合は、次の中から被災状況を勘案して設置する。

ア 福井市防災センター

イ その他市が所有する施設

(3) 市対策本部の組織、事務分掌等

ア 本部長、副本部長、参与、本部員

(ア) 本部長は市長をもって充て、対策本部の事務を総括し、対策本部の職員を指揮監督する。

(イ) 副本部長は副市長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(ウ) 市対策本部に参与を置き、参与は企業管理者、教育長をもって充て、本部の運営及び対策について意見を述べて、本部長及び副本部長を補佐する。

(エ) 市対策本部の本部員は、参与及び各部局の長とする。

イ 対策本部室

(ア) 市対策本部に対策本部室を置く。

(イ) 対策本部室長は、危機管理局長をもって充てる。

(ウ) 対策本部室は、市対策本部が行う国民保護措置の企画立案を行い、本部長の対策指揮、意思決定を補佐する。

(エ) 対策本部室副室長は、危機管理課長をもって充て、対策本部室長を補佐する。

ウ 対策部

(ア) 各部局は、福井市地域防災計画に規定される対策部となり、各業務分担に従い対策を実施する。但し、本部長は、必要に応じて各対策部に業務を割り振り、弾力的な運営ができるものとする。

(イ) 対策部に対策班を置く。

(ウ) 名称、組織、業務分担については、福井市地域防災計画の規定を準用する。

エ 部連絡責任者

対策部に部連絡責任者を置き、部局危機管理推進員をもって充てる。部連絡責任者は、対策部と対策本部室との連絡調整及び各対策部間の連絡調整を行い、連携強化に当たる。

(4) 本部長の代行順位

本部長の代行順位は次のとおりとする。

なお、各対策部の部長の代行順位については、あらかじめ各対策部において定めておくものとする。

【代行順位】

名 称	第 1 順位	第 2 順位	第 3 順位
本部長	副本部長（副市長）	参与（企業管理者）	市民生活部長

(5) 対策本部会議

ア 市対策本部に、本部長、副本部長及び本部員で構成する対策本部会議を置く。

イ 本部長は、国民保護措置に関する重要事項の協議等を行うため、必要に応じ対策本部会議を招集する。対策本部会議における協議・報告事項は、次のとおりとする。

なお、対策本部会議を開催するときは、国対策本部、県対策本部及び関係市町村との情報の共有化を図る。

(ア) 国の指示に関する事項 (イ) 市対策本部の国民保護措置の実施に関する事項 (ウ) 市対策本部各部相互の調整に関する事項 (エ) 指定公共機関等との連携推進に関する事項（協力応援に関する事項を含む） (オ) 国、県及び関係機関・団体に対する応援要請に関する事項 (カ) その他国民保護措置に関する重要な事項

(6) 現地対策本部の設置

ア 本部長は、市対策本部の事務の一部を行うため、必要に応じて現地対策本部を設置する。

イ 現地対策本部には、現地対策本部長、現地対策本部員を置き、副本部長、本部員その他の職員から本部長が指名する者をもって充てる。

(7) 現地調整所の設置

本部長は、武力攻撃災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現地における関係機関（消防機関、県、所轄警察署、自衛隊、医療機関など）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。また、関係機関により現地調整所が設置されている場合は、職員を派遣する。

(8) 市対策本部を設置した場合における関係機関への通知

市対策本部を設置した場合は、次に掲げる機関にその旨を報告又は通知する。

- ア 県（対策本部）
- イ 所轄警察署
- ウ 関係機関・団体

第3章 実施体制

(9) 市対策本部設置の公表

市対策本部を設置したときは、ラジオ、テレビ、新聞及び市のホームページ等を通じて公表するとともに、市対策本部の標識を市対策本部を設置した施設の正面玄関に掲示するものとする。

(10) 国、県その他の機関の対策本部等との協力

本部長は、国、県、その他の機関の対策本部又は現地対策本部が設置された場合には、応急対策活動について連絡調整し、協力する。

(11) 県の現地対策本部との合同会議

本部長は、県の現地対策本部と市対策本部で、必要に応じて合同会議を開催し、情報の共有化を図るとともに、国民保護措置を的確かつ迅速に実施する体制を確立する。

(12) 県から派遣される職員への協力

本部長は、県と連携のとれた国民保護措置を実施するに当たり、県から派遣された職員が行う情報収集・伝達活動に協力する。

(13) 防災関係機関の市対策本部会議への出席

本部長は、県その他防災関係機関に対し、当該機関に属する職員の市対策本部会議への出席を求めるものとする。

(14) 総合調整への協力

本部長は、国対策本部長及び県対策本部長による総合調整が行われた場合は、所要の措置が的確かつ迅速に実施されるよう協力する。

(15) 情報の収集・整理

本部長は、国、県及び関係機関からの情報収集及び整理を行い、これらの情報が錯綜していた場合、県に確認を行う。

3 職員の非常招集

(1) 職員の迅速な招集

市は、武力攻撃事態等の発生により国民保護措置を実施する必要がある場合は、福井市危機管理計画に基づき、迅速に職員を招集する。

(2) 夜間・休日における緊急連絡網の整備

市は、緊急時における職員の連絡網をあらかじめ整備するとともに、電話、電子メール等の活用を図る。

(3) 参集時の心構え

職員は、参集途中に周囲の被害状況を確認し、所属長等に報告する。

(4) 参集状況等の報告

部連絡責任者は、出先機関も含めた職員の参集状況等を速やかに把握し、対策本部室へ報告する。

第2節 応援の要請

1 自衛隊の部隊等の派遣の要請

(1) 派遣の要請

ア 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため、特に必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の国民保護等派遣の要請を行う。

イ 市長は、通信の途絶等により、知事に対し国民保護等派遣の要請をするよう求めることができない場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認める事項を、防衛大臣に連絡する。

(2) 派遣の要請手続

市長は、派遣の要請を行うときは、武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する理由、派遣を希望する期間、活動内容等の事項を記載した文書により行う。

ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話その他の通信で行う。

2 他の市町村長等に対する応援の要求

(1) 他の市町村長等への応援の要求

ア 市長は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に応援を求めることができる。

ただし、事態が急迫して、文書によることができない場合は、口頭又は電話その他の通信で行う。

イ 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 知事等に対する応援の要求

市長は、必要があると認めるときは、知事その他の県の執行機関に応援を求める。

3 緊急消防援助隊の応援要請

市長は、市の消防力及び「福井県広域消防相互応援協定」に基づく消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、知事に対し、消防庁長官に緊急消防援助隊の応援等のための必要な措置を講じることを要請する。

4 職員の派遣要請及びあっせん

(1) 職員の派遣の要請

市長は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、派遣を要請する理由、職員の職種別人員数、派遣を必要とする期間等の事項を記載した文書により、知事に対して県の職員の派遣を要請する。

また、次の機関に対して職員の派遣の要請をするときは、知事を経由して行う。

ただし、人命の救助等のため特に緊急を要する場合は、直接要請することができる。

ア 指定行政機関

イ 指定地方行政機関

ウ 特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人及び日本郵便㈱）

(2) 職員の派遣のあっせん

市長は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、派遣のあっせんを求める理由、職員の職種別人員数、派遣を必要とする期間等の事項を記載した文書により、知事を経由して国に対し、職員の派遣のあっせんを求める。

ただし、人命の救助等のために特に緊急を要する場合は直接求めることができる。

第3節 情報の収集、提供

1 情報の流れ

武力攻撃事態等における情報は、大きく分けて二つの流れがある。一つは、住民に対して伝達すべき指示等であり、もう一つは住民から収集する安否情報等である。

主な情報の流れは、次に掲げる図のとおりであり、それぞれの情報の内容、伝達先等については、この節において個別に規定する。

なお、市は、県と連携し、これらの国民保護措置に関する情報については、新聞、放送、インターネットその他の適切な方法により、住民に迅速に提供するよう努める。

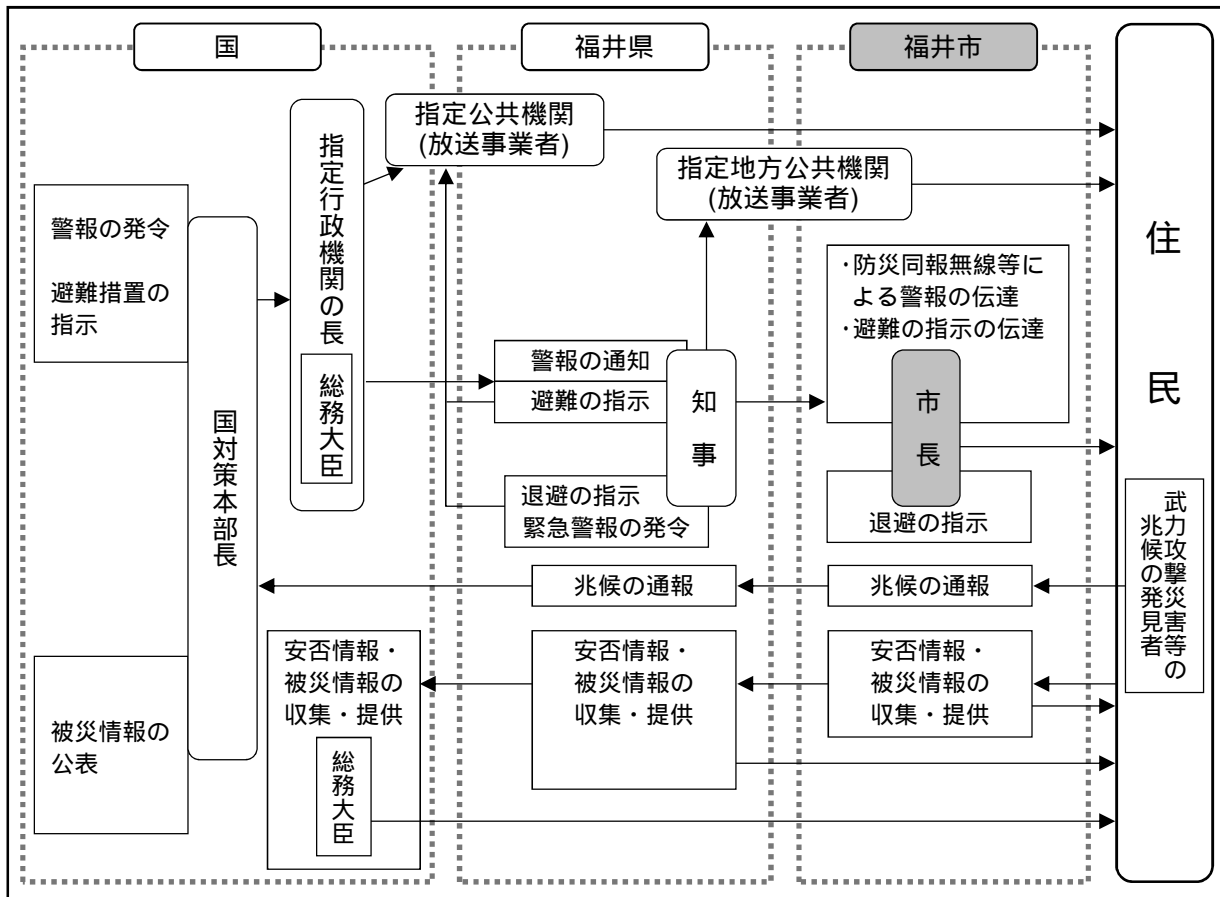


図 主な情報の流れ

2 警報等の通知及び伝達

(1) 警報、緊急通報の通知又は伝達

ア 通知又は伝達先

知事から警報及び武力攻撃災害緊急通報（以下「緊急通報」という。）を受けたときの通知又は伝達先は次のとおりとする。

- (ア) 住民
- (イ) 自治会等の地域コミュニティ
- (ウ) 関係機関・団体

イ 警報の内容

国対策部長が発令した警報は、知事から通知され、その内容は次のとおりである。

- (ア) 武力攻撃事態等の現状及び予測
- (イ) 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域。ただし、弾道ミサイルなど特定地域を予測することが困難な場合などは、通知されない場合がある。
- (ウ) その他住民及び公私の団体に対し、周知させるべき事項

ウ 緊急通報の内容

知事が発令する緊急通報の内容は次のとおりである。

- (ア) 武力攻撃の現状及び予測
- (イ) その他住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項

(2) 避難の指示の通知又は伝達

ア 通知又は伝達先

知事から避難の指示を受けたときの通知又は伝達先は次のとおりとする。

- (ア) 要避難地域等の住民
- (イ) 自治会等の地域コミュニティ
- (ウ) 関係機関・団体

イ 避難の指示の内容

知事から通知される避難の指示の内容は次のとおりである。

- (ア) 要避難地域等
- (イ) 避難先地域
- (ウ) 住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要
- (エ) 主要な避難の経路
- (オ) 避難のための交通手段
- (カ) その他避難の方法

第3章 実施体制

(3) 警報等の伝達方法

市長は、情報通信の手段および経路の多様化を図り、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、防災行政無線をはじめとする各種の電波通信媒体、電話回線、衛星携帯電話、災害情報メール配信、緊急速報メール、ソーシャルメディアを含むインターネットを使用した情報配信及び広報車などを的確に運用・管理・整備する。

また、Lアラート（公共情報コモンズ）をはじめとした情報伝達手段を活用することで、テレビ、ラジオ、ケーブルテレビ等の多様な媒体の報道機関を通じて武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等を迅速、かつ、確実に通知・伝達する。

(4) 県警察との連携

市は、警報又は緊急通報の内容が住民に対する確かつ迅速に伝達されるよう、県警察と協力する。

3 退避の指示の伝達

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、国からの避難の指示を待たずに退避の指示を行う。

(2) 退避の指示の内容

ア 要退避地域

イ 退避先（屋内への退避を含む。）

(3) 退避の指示の通知及び伝達

ア 市長は、退避の必要があると認めた場合には、本節 2 - (3)「警報等の伝達方法」に定める方法により、速やかに要退避地域の住民にその旨を指示する。

イ 市長は、退避の指示を行った場合には、その内容を次の者に通知する。

(ア) 知事

(イ) 要退避地域を管轄する警察署

(ウ) 関係機関・団体

4 発見者の通報義務等

(1) 発見者の責務

武力攻撃災害の発生又は発生するおそれのある事象を発見した者は、遅滞なく次のいずれかに通報する。

ア 市長

イ 消防吏員

ウ 警察官

エ 海上保安官

(2) 消防吏員等の責務

通報を受けた消防吏員等は、その旨を速やかに市長に通報する。市長に通報することができない場合は、速やかに知事に通報する。

(3) 市長の責務

市長が発見者又は消防吏員等から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかに知事に通知する。

5 安否情報の収集及び提供

(1) 安否情報の収集体制

ア 市長は、避難の指示を伝達したときは、避難施設等に職員を派遣し、避難してきた住民の情報を収集し整理する。

イ 避難の指示の対象となった地域の住民で安否確認のとれていない住民の情報については、当該地域の自治会長、学校等、医療機関、福祉施設、所轄警察署などと連携し収集する。

ウ 市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関などに対し協力を要請する。

ただし、当該協力は各機関等の業務の範囲内で行われるものであり、各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

エ 他市町村より避難住民を受け入れたときは、避難施設等に職員を派遣するとともに、当該市町村の職員と連携協力し、避難住民に関する情報を整理・管理する。

オ 市長は、市域内で武力攻撃災害により負傷又は死亡した住民があると確認したときは、消防、警察、医療機関などと連携し、その者について、氏名、住所、負傷又は死亡の状況等の情報を収集し、整理するよう努める。

(2) 安否情報の収集方法

市は、避難施設等において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

安否情報の収集に当たっては、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）第1条に定める様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については同様式第2号を用いて行う。

第3章 実施体制

(3) 知事への報告

市長は、収集し、整理した安否情報を、原則として安否情報システムを用いて知事に報告する。システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に定める様式第3号（安否情報報告書）に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで知事に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

(4) 安否情報の提供

ア 市は、安否情報の照会窓口を市対策本部内に設置し、本節2-(3)「警報の伝達方法」等に定める方法により、広く周知する。

イ 安否情報の照会は、原則として、安否省令に定める様式第4号（安否情報照会書）により受け付ける。

ただし、照会する者が遠隔地に居住している場合など、文書の提出が困難な場合は、口頭や電話、メール等による照会も受け付ける。

ウ 市は、安否情報の照会を受けた場合は、照会者の区分に応じて次の範囲で情報の提供を行うものとし、回答は安否省令に定める様式第5号（安否情報回答書）により行う。ただし、照会が不当な目的と認めるとき又は不当な目的に使用されるおそれがある場合には提供を行わない。

照会者の区分	提供可能な情報
被照会者の親族又は同居者	・ 避難住民に該当するか否かの別 ・ 武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか ・ 被災者の負傷又は疾病の状況
被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）	・ 避難住民に該当するか否かの別 ・ 武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか
被照会者から提供について同意がある場合	・ 被災者の同意の範囲内

(5) 災害時伝言ダイヤル等の利用促進

市は、安否確認の手段の一つとして、NTTが行う災害用伝言ダイヤル（171）及び各携帯電話事業者が行う災害用伝言板について周知し、利用促進を図る。

(6) 日本赤十字社に対する協力

市長は、日本赤十字社福井県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、保有する外国人に関する安否情報を提供する。

6 被災情報の収集及び報告

(1) 被災情報の収集

市長は、武力攻撃災害による被害の状況に関する情報（以下「被災情報」という。）のうち、住民の生命及び財産に関する事項並びに市の管理する施設について、被災状況の調査を実施する。

(2) 被災情報の提供

市長は、安否省令に定める様式第6号（被災情報報告書）により、収集した被災情報を知事に報告する。

(3) 関係機関との情報共有

市長は、県及び関係機関と収集した被災情報を相互に交換し共有する。
 なお、市長は、関係機関の行う被災情報の収集に協力するよう努める。

7 通信・連絡手段の確保

(1) 通信手段の確保等

市は、国民保護措置を円滑に行なうため、次の通信手段を確保する。

- ア 防災行政無線
- イ 衛星系防災無線
- ウ 衛星携帯電話
- エ 加入電話、携帯電話
- オ 専用回線電話
- カ 電子メール

(2) 情報通信手段の機能確認及び応急復旧

市は、必要に応じ、通信手段の機能確認を行なうとともに、支障が生じた通信設備の応急復旧を行なう。

(3) 通信の統制

市は、通信輻輳により生ずる混信等を防止するため、必要に応じ、通信運用を指定するなど、市が運用する無線局等の通信統制を行う。

(4) 通信設備の利用ができない場合の連絡手段

市は、通信施設が利用できないときは、次の方法により連絡する。

- ア 伝令等の使送
- イ 孤立地区の空中偵察に対する合図の実施

(ア) 赤旗（病人あり）

(イ) 青旗（食糧不足）

第3章 実施体制

8 住民への情報の提供

(1) 住民への情報提供

市は、住民に対して次のとおり情報を適時適切に提供する。

ア 情報提供の主な項目

- (ア) 武力攻撃災害の発生状況
- (イ) 二次災害の危険性
- (ウ) 住民などがとるべき対応方法等
- (エ) 応急対策の実施状況
- (オ) 要配慮者への支援の呼びかけ
- (カ) 生活関連情報
- (キ) 武力攻撃災害の収束に伴う市対策本部の縮小又は解散について

イ 情報提供の主な手段

- (ア) 市のホームページ
- (イ) 市民ホール、拠点避難所での掲示
- (ウ) 市政広報テレビ番組（くらしと市政、市民の窓）
- (エ) 福井ケーブルテレビのL文字情報放送
- (オ) 福井街角放送

(2) 要配慮者への配慮

市は、要配慮者への情報提供に当たっては、次の点に配慮する。

- ア 避難施設への電光文字表示装置、ラジオ、ファクシミリ等の設置
- イ 避難施設向けの手話通訳、外国語通訳等各種情報支援ボランティアの確保
- ウ 情報提供・広報時の文字情報と音声情報の併用

第4節 住民に対する協力要請

1 住民に対する協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。

市の要請を受けて協力する者（以下「協力者」という。）は、自発的意思に基づいて協力するものとし、併せて自らの安全を確認しつつ活動するものとする。この場合において、市は、協力者の安全の確保に十分配慮する。

- (1) 避難住民の誘導
- (2) 避難住民等の救援
- (3) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- (4) 保健衛生の確保

2 要請手続

(1) 協力者の登録

市は、協力者を特定する情報を記録し保管する。

(2) 身分証明書等の交付

市は、登録した協力者に対して、第2章第11節3に定める特殊標章及び身分証明書を交付する。

(3) 協力者の事後登録

現場での対応など緊急の必要があり、事前に登録するいとまがない場合は、必要な援助の実施が終了した段階において、協力者を特定する情報を記録し保管する。

なお、この際、当該協力者の負傷の有無についても確認し記録する。

第5節 ボランティアの受入体制

1 ボランティア活動への配慮

武力攻撃が終了した段階での救援活動や復旧活動におけるボランティア活動は、自発的な意思による活動であることに十分配慮して、安全が確保された場所に限定して行う。

2 ボランティアの受入体制の構築

市は、県、福井市災害ボランティアセンター連絡会及び福井県災害ボランティア本部¹と相互に連携・協力してボランティアの受入体制を迅速に構築する。

(1) ボランティアニーズの把握等

市は、避難施設等、救援物資集積所などから情報を収集し、ボランティアニーズの把握を行う。

(2) ボランティアセンターの開設

市は、福井市災害ボランティアセンター連絡会に対し、活動拠点として適切な場所に「災害ボランティアセンター」及び「現地ボランティアセンター」の設置を要請することができる。「災害ボランティアセンター」及び「現地ボランティアセンター」は、県及び市と連絡をとり、被害状況に応じて、以下の活動を行うとともに、あらゆる広報媒体で周知を行う。

ア 災害ボランティアセンター

(ア) 災害全般の状況を把握するとともに、行政や関係機関と連携し、現地ボランティアセンターが円滑かつ効率的に運営されるように総合調整を行う。

(イ) 災害ボランティアセンターの活動方針や運営については、災害ボランティアセンター自らの決定に委ねることとし、市はその運営に協力するものとする。

イ 現地ボランティアセンター

(ア) 被災地の活動拠点として、行政機関と連携し、被災地の状況やニーズを的確に把握し、災害ボランティアセンターからの指示に基づき、又は災害ボランティアセンターに要望を行い、円滑かつ効率的に活動が行われるよう調整する。

(イ) ボランティアニーズは、避難所、救援物資集積所等に出向いたり、自治会や民生・児童委員等と連携し、把握に努める。

3 ボランティア活動の支援体制

市は、災害ボランティアセンターの運営に協力し、ボランティアの円滑な活動が行われるよう必要な支援を行う。

(1) 情報の提供

ボランティアに対して、災害の状況、災害応急対策の実施状況、協力を必要とする活動内容、被災者のニーズなどについての情報を提供する。

(2) 連絡調整

災害ボランティアセンターの代表と定期的に打合せの場を設け、ボランティア活動の進展具合、問題点、要望などについて連絡調整を行う。

(3) 必要資機材及び活動拠点の提供

ボランティアから資機材及び活動拠点に関する要望があったときは、必要な資機材を提供するとともに、被災地の活動拠点となる現地ボランティアセンターの設置に協力する。

(4) ボランティア保険への加入

市は、ボランティア活動中の事故等に備えて、県の負担によるボランティア保険に加入させる。

1 福井県災害ボランティア本部

県が、災害ボランティア活動を広域的かつ総合的に支援することができると認める団体に対して、設置を要請する災害ボランティアの活動拠点

第6節 特殊標章等の交付、表示

1 特殊標章等の交付及び管理

(1) 交付者及び交付対象

市長、消防長（福井市消防局長）及び水防管理者（市長）は、あらかじめ作成した交付要綱に従い、次の各号に掲げるそれぞれの職員等に対して、特殊標章等を交付し、又は使用させる。

ア 市長

- (ア) 国民保護措置に係る職務を行う市の職員
- (イ) 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

イ 消防長

- (ア) 国民保護措置に係る職務を行うその所轄の消防職員
- (イ) 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

ウ 水防管理者

- (ア) 国民保護措置に係る職務を行うその所管の水防団長及び水防団員
- (イ) 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(2) 交付する特殊標章等

市が国民保護措置に係る職務を行う者に対して交付する特殊標章等は、次のとおりとする。

ア 身分証明書

イ 腕章

ウ ステッカー（シール形式）

2 使用車両への貼付

市は、国民保護措置に係る業務に使用する車両の次の場所に特殊標章を印刷したマグネットシートを貼付する。

(1) ボンネット又は屋根等、航空機から識別できる場所

(2) 両側のドア

3 避難施設等及び国民保護措置のために使用される建物、場所への表示

市は、避難施設等及び国民保護措置のために使用される建物、場所に対し、次の方法で特殊標章を表示する。

- (1) 旗の掲揚
- (2) 屋根への塗料等による表示

4 赤十字標章等の使用

あらかじめ知事の許可を受けた保健センター等に属する医療に係る業務を行う職員、場所等への赤十字標章等の交付及び使用については、前三項に準じて行う。